

## ○神河町農村環境改善センター施行細則

平成17年11月7日

細則第5号

(趣旨)

第1条 この細則は、神河町農村環境改善センター管理規則(平成17年神河町規則第75号。以下「規則」という。)の運用について、必要な細部事項を定めるものとする。

(使用時間の定義)

第2条 使用時間は、準備等のため開室したときに始まり、使用後の清掃、整理及び整頓を行い、閉室したときに終わる。

(使用許可申請書提出の例外)

第3条 次に掲げる場合は、使用許可申請書の提出は要しないものとし、事務所職員に口頭で申し出、許可を受けることによい。

(1) 施設の見学及び見聞のため、一時入館するとき。

(2) その他軽易な目的のため、一時的に入館するとき。

(使用許可書の提示)

第4条 規則第4条に定める使用許可書の交付を受けた者は、当該使用許可書を提示しなければならない。

(特別な場合の使用料)

第5条 やむを得ない理由により時間外に使用する場合の使用料は、別に定めるところによる。

(使用料の減免)

第6条 規則第8条第2号に定める使用料の減免は、別表に掲げるところによる。

(補則)

第7条 この細則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成17年11月7日から施行する。

別表(第6条関係)

使用者	減免額
(1) 町内にある公立の学校	全額
(2) 町の公的、公益的団体等のうち町又は教育委員会が指定する団体	
(3) 前2号の団体を構成する傘下の団体	10分の8以内の額
(4) 町が補助金等を交付している団体	10分の5以内の額
(5) 町外の社会福祉団体、学校法人等で町長が必要と認める団体	